

# ワンポイント会計基準

## vol.283 「企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」等の公表について 5

2023 年 5 月 2 日に企業会計基準委員会より「企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準（案）」等(以下、本公開草案)が公表されました。

本公開草案は、原資産（特定された資産）の引渡しにより借手に支配が移転した使用権部分に係る資産（使用権資産）と当該移転に伴う負債（リース負債）を計上する使用権モデルによる考えを採用しております。なお、この考えは、IFRS16 号等の国際的な会計基準の取扱いと整合するものです。

今回は、公表された内容のうち「リースの契約条件の変更」の概要をご紹介します。

### 1. 公開草案の概要

リースの契約条件の変更については本公開草案 37 条から 40 条、及び、適用指針の 41 条から 49 条に記載されております。これらの趣旨は、国際的な会計基準との整合を図るため、借手がリース契約条件の変更が生じた場合に、現在の経済状況を反映して有用な情報を提供するために負債の計上額の見直しをおこなうことにあります。

本公開草案では（1）リースの契約条件の変更、（2）リースの契約条件の変更を伴わないリース負債の見直し、（3）借手のリース期間に変更がある場合の規定を設けており、以下の通りとなります。

#### （1）リースの契約条件の変更（本公開草案 37 条、本公開適用指針 42 条）

借手は、リースの契約条件の変更が生じた場合、変更前のリースとは独立したリースとして会計処理を行う又はリース負債の計上額の見直しを行い、リースの契約条件の変更に複数の要素がある場合、これらの両方を行うことがあるとしております。

なお、独立したリースとしての会計処理が行われないリースの契約条件の変更については、リースの契約条件の変更の発効日に、次の会計処理を行うとしております。

ア リース負債について、変更後の条件を反映した借手のリース期間を決定し、変更後の条件を反映した借手のリース料の現在価値まで修正する。

イ 使用権資産について、次のことを行うことによって、アのリース負債の見直しに対応する会計処理を行う。

(ア) リースの契約条件の変更のうちリースの範囲が縮小されるものについては、リースの一部又は全部の解約を反映するように使用権資産の帳簿価額を減額する。  
このとき、使用権資産の減少額とリース負債の修正額とに差額が生じた場合は、当該差額を損益に計上する。

(イ) 他のすべてのリースの契約条件の変更については、リース負債の修正額に相当する金額を使用権資産に加減する。

(2) リースの契約条件の変更を伴わないリース負債の見直し（本公開草案 38 条）

借手は、リースの契約条件の変更が生じていない場合で、借手のリース料に変更があるときには、リース負債の計上額の見直しを行うとしております。借手のリース料の変更には、借手のリース期間の変更を伴うものと、伴わないものとがあります。

(3) 借手のリース期間に変更がある場合（本公開草案 39 条）

借手は、リースの契約条件の変更が生じていない場合で、重要な事象又は重要な状況が生じたときに、現在の経済状況を反映して有用な情報を提供するために、延長オプションを行使すること又は解約オプションを行使しないことが合理的に確実であるかどうかについて見直し、借手のリース期間を変更し、リース負債の計上額の見直しを行うとしております。

重要な事象又は状況の例としては、次のものが例示されております。

ア リース開始日に予想されていなかった大幅な賃借設備の改良で、延長オプション、解約オプション又は購入オプションが行使可能となる時点で借手が重大な経済的利益を有すると見込まれるもの。

イ リース開始日に予想されていなかった原資産の大幅な改変。

ウ 過去に決定した借手のリース期間の終了後の期間に係る原資産のサブリースの契約締結。

エ 延長オプションを行使すること又は解約オプションを行使しないことに直接的に関連する借手の事業上の決定。

以上